

# 日本コーフボール協会規約

(改訂 2016 年 5 月 7 日)

## 〈第 1 章〉総則

第 1 条 本協会は、「日本コーフボール協会」(英文名 JAPAN KORFBALL ASSOCIATION)と称し、事務局長宅に事務局を置くものとする。

第 2 条 本協会は、健全なスポーツ・レクリエーション活動として、コーフボールの普及と振興を図り、国民の健康づくりに寄与することを目的とする。

## 〈第 2 章〉事業

第 3 条 本協会は、日本コーフボール界を統括し代表する団体として、コーフボールの普及及び振興を図り、その目的を達成するために以下の事業を行う。

1. 日本コーフボール界を代表する唯一の団体として国際コーフボール連盟 (International Korfball Federation: 略称 IKF) 並びにアジア・オセアニア・コーフボール連盟 (Asian Oceania Korfball Federation: 略称 AOKF) に加盟すること。
2. 国外へのチームの派遣に関する事
3. コーフボール競技規則に関する事
4. 指導および審判技術の研究及び指導員・審判員の養成並びに登録に関する事
5. 公認指導員・審判員の派遣
6. 地域社会におけるコーフボールチームの育成強化に関する事
7. コーフボールの全日本選手権大会その他の競技会の開催に関する事
8. 講習会の開催および資料の作成
9. 用具の検定および認定
10. 機関誌その他の発行
11. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 〈第 3 章〉会員

第 4 条 会員は第 2 条の目的に賛同し、別に定める会費を納入する次のものを以て会員とする。

1. 団体会員(チームあるいはクラブ)
2. 個人会員(都道府県に所在するチームおよびクラブに属するもの)
3. 賛助会員(本協会の事業を賛助する企業または団体)

第 5 条 会員は、次の特典を得る事ができる。

1. 日本代表選手になる資格を有する
2. 本協会主催あるいは、後援する競技会への参加資格を有する
3. 指導員・審判員認定講習会に参加する資格を有する
4. 本協会の刊行する資料の受給
5. 会員カードを保有する権利を有する

第 6 条 会員は、次の事由により、その資格を失うことがある。

1. 会費の納入を怠ったとき
2. 本協会の名誉を棄損したとき

## ＜ 第 4 章 ＞ 役 員

第 7 条

1. 本協会の役員は、会長 1 名、副会長 1 名、理事長 1 名、理事若干名、監事 1 名 とする。
2. 名誉会長 1 名と顧問を若干名おくことができる

第 8 条 役員を選任は次の通りとする。

1. 会長・副会長は総会で選出する。
2. 理事長は総会で選出し、会長がこれを委嘱する。
3. 理事は総会で選出し、会長がこれを委嘱する。
4. 事務局長は理事の一人として総会で選出し、会長がこれを委嘱する。
5. 監事は総会で選出し、会長がこれを委嘱する。

第 9 条 役員職務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、総会の議長となる
2. 副会長は会長を補佐し、会長の事故ある時はこれを代行する。
3. 理事長は業務を統括し、理事会の議長となる。
4. 理事は理事会を組織して、この協会の業務を議決し執行する。
5. 事務局長は会計を含む事務局業務を執行する。
6. 監事は協会運営および財務会計を監査する。

第 10 条 役員任期は 2 年とし、再任は妨げない。補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

## ＜第 5 章＞総会

第 11 条 総会は、原則として年 1 回会長が招集し、会長が議長を務める。  
また、会員の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して開催請求があった時は、  
会長は臨時総会を招集しなければならない。

第 12 条 総会は、会長、副会長、理事長、理事で構成し、その構成員(委任状を含む)の  
2 分の 1 以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数を以て決定し、可  
否同数の場合は議長の決するところによるものとする。  
なお、監事は総会に出席し、監査結果を報告する。

## ＜第 6 章＞理事会

第 16 条 本協会の業務執行上必要な事項について審議決定を行なう。

1. 理事会は理事長が必要と認めたとき、また理事の 2 分の 1 以上からの請求があつた時は、臨時理事会を開催しなければならない。
2. 本会の理事会は理事長が招集し、理事の 2 分の 1 以上(委任状を含む)の出席により成立する。
3. 議決は出席理事の過半数を以って成立し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

## ＜第 7 章＞事務局

第 17 条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

1. 事務局は事務局長の他に、事務職員を置く事ができる。
2. 事務局長は、総会において選出される。
3. 事務局員の採否、解雇および報酬の決定等は、理事会の承認を得て理事長が行う。

## ＜第 8 章＞会計

第 18 条 本協会の経費は、会費、事業収入、寄付金、補助金などをもってこれにあてる。  
会費については別に定める。

第 19 条 本協会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 付 則

1. 本規約の改正は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成により決定される。
2. 本規約の執行に必要な細則は、総会の議決を経て別に定める。
3. 「都道府県協会」未設置の場合は、本協会が認めた団体がこれを代行することができる。
4. 本規約は 2011 年 4 月 1 日から施行する。

(改訂 2015 年 5 月 10 日)

5. 会費は年会費とし、次のように定めるものとする。

○団体会員：20,000 円

但し、ただし、年度内（当年度 4 月 1 日～3 月 31 日）の新規登録団体については、当年度内に限り、10,000 円とする。

○個人会員：3,000 円

○賛助会員：1 口 20,000 円

納入は年 1 回とし、納入期限は協会が随時定めるものとする。